

☆羽曳野市木造住宅耐震改修設計補助について☆【令和4年度】

(1) 耐震改修設計補助対象建築物（着手（契約）済・実施済の耐震改修設計については、補助対象外。）

補助対象建築物は、現在居住している、又はこれから居住しようとする、耐震診断結果の数値が1.0未満である木造住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかに該当するものとなります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの。
- ② 当該土地及び建築物の登記事項証明書により昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

(2) 補助対象者（補助金申請者）

前記（1）の補助対象建築物の所有者（個人）となります。

（※所有者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であること。）

（※税等、市に対する滞納がないこと。）

また、次の場合には耐震改修設計実施の同意書が必要となります。

- ・ 補助対象建築物が共有名義である場合。⇒共有者全員の同意。
- ・ 占有者（借家人）がある場合。⇒占有者の同意。
- ・ 補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合。⇒土地所有者の同意。

(3) 補助内容（補助金額）

補助金の額は耐震改修設計に要する費用の10分の7の額となります。（上限100,000円）

(4) 耐震改修技術者

耐震改修設計を実施することができる者は、次のとおりとなります。

- ① （公社）大阪府建築士会が、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者。
- ② （一財）日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者。
- ③ その他、市長が①及び②に掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者。

(5) 耐震改修設計補助の流れ

- ① **木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書【様式第1号】**を提出していただきます。

〔交付申請書提出の際に必要なもの〕

- ・ 補助対象建築物の登記事項証明書(土地、建物)
- ・ 所有者等の直近の所得証明書(課税証明書)及び完納証明書
- ・ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
- ・ 現況の耐震診断報告書の写し
- ・ 耐震改修設計に要する費用の見積書の写し
- (・ 耐震改修設計の実施を承諾する旨の同意書)

- ② 後日、木造住宅耐震改修設計補助金交付決定通知書【様式第2号】をお渡し(郵送)いたします。

- ③ 耐震改修設計補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震改修技術者と耐震改修設計の打ち合わせ・協議をしていただき、耐震改修設計に着手してください。

(※耐震改修の着手(契約)は交付決定後、30日以内に行う必要があります。)

耐震改修設計着手(耐震改修設計実施)

- ④ 着手(契約)後、直ちに**木造住宅耐震改修設計着手届【様式第4号】**を提出していただきます。

- ⑤ 耐震改修設計完了後、**木造住宅耐震改修設計完了報告書【様式第7号】**を提出していただきます。

〔完了報告書提出の際に必要なもの〕

- ・ 現況平面図
- ・ 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書の写し
- ・ 計画平面図(改修箇所を着色表示した図面)
- ・ 補強計画図(補強方法を示す図面)
- ・ 改修箇所の現況写真
- ・ 耐震改修計画に基づく改修工事費の見積書
- ・ 耐震改修設計に要した経費の請求書の写し

- ⑥ 完了報告書審査後、適正に行われたと認められる場合は、**木造住宅耐震改修設計補助金交付額確定通知書【様式第8号】**をお渡し(郵送)いたします。(審査には、約1ヶ月かかります。)

- ⑦ 木造住宅耐震改修設計補助金交付額確定通知書を受け取った後、木造住宅耐震改修設計補助金交付請求書【様式第9号】を提出していただきます。(※振込先の口座を指定していただきます。)

〔交付請求書提出の際に必要なもの〕

- ・ 耐震改修設計費用に係る領収書の写し

- ⑧ 請求後30日以内に指定口座へ補助金を振り込みさせていただきます。